

(写)

富最賃百専第2号
令和4年10月27日

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明 殿

富山地方最低賃金審議会
百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会
部会長 長尾 治明

富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和4年8月23日富山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、別添のとおり労働経済指標等関係資料により県内の経済状況、労働市場の動向、中小企業の賃金実勢の変化などの実態把握に努め、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は次のとおりである。

公益代表委員	◎ 長尾 治明	○ 両角 良子	高倉 史人
労働者代表委員	岩崎 佳貴	加藤 健介	長山 文子
使用者代表委員	江下 修	川原 誠司	寺山 収

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

別 紙

富山県百貨店，総合スーパー最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 915円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別 添

百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会
調査審議経過

年月日	回	審議事項	主な審議内容等
令和4年 10月26日 (水)	第1回	1 部会長及び同代理の選出について	部会長に長尾委員、同代理に両角委員を選出した。
		2 専門部会運営規程について	原案どおり決定された。
		3 審議運営事項について	事務局から要点の説明がなされた。
		4 審議日程について	原案どおり決定された。
		5 労働経済等関係指標について	事務局から資料に基づき説明がなされた。
		6 最低賃金基礎調査結果について	事務局から資料に基づき説明がなされた。
		7 最低賃金に関する労使協定締結状況について	事務局から資料に基づき説明がなされた。
		8 参考人意見表明について	事務局から、労使各側とも意見書の提出はなく、公示に係る意見書の提出もなかった旨報告がなされた。その上で、引き続き審議を行うことで合意した。
		9 労使の基本的主張	労働者側は、令和4年度地賃の引上げ率3.53%を踏まえ、現特賃を時間額921円(引上げ額31円)への引上げを主張したいところだが、本件特賃は労働協約ケースであり、労働協約に基づく上限額が時間額920円であることから、時間額920円(引上げ額30円)への引上げを求めると主張した。 一方、使用者側は、百貨店・総合スーパーの現状は改善状況であるも、コロナ感染症、原材料・エネルギーの価格高騰により改善幅は微増であり、先行きも不透明な状態である。引上げ額については、経済情勢、企業の支払能力を含め総合的な判断が必要であり、現状を十分に考慮し慎重な審議を行うべきであると主張した。
		10 金額等審議	公益委員を中心に労使双方から意見を聴取し調整に努めたが、意見の隔たりが埋まらなかったため、次回改めて審議を行うこととなった。
令和4年 10月27日 (木)	第2回	1 金額等審議	公益委員を中心に労使双方から意見を聴取し調整に努めたところ意見の一致を見たので、公益委員案を提示した上で採決し、全会一致で公益委員案どおり議決した。
		2 専門部会報告の取りまとめ	富山地方最低賃金審議会に報告するため、専門部会報告を取りまとめた。